

# 消費者被害注意報 No. 86

## フリーマーケットサービスの利用にはご注意ください！

最近では「終活」が社会的に注目されていることもあり、インターネット上で個人同士が商品やサービスを取引できるフリマアプリやフリマサイト等（以下、フリマサービス）の利用が、高齢者にも広がっています。

**事例1** フリマアプリでチケットを購入した。出品者とのやり取りの中で出品者自身の口座への振込みを指示され、銀行振込みを済ませた。その後、「発送する」と連絡がきたが、いつまで経ってもチケットは届かず出品者とも連絡が取れない。利用規約を確認すると、フリマサービス運営事業者を介しての取引をしていない場合は、補償の対象外とされていた。



**事例2** フリマサイトに有名ブランドの洋服が出品されていた。掲載された写真などを確認したうえで購入したが、届いた洋服は生地が質が悪く、写真とは全く違うものを感じた。返金を求めたが、出品者もサイト運営事業者も応じない。

**事例3** フリマアプリで商品を出品し、購入者とのやり取りの中で個人的におまけの品をつけることにした。個人間の同意で提供するものなので、大丈夫だと思っていたが、利用規約に抵触することによって、無期限で利用制限がかけられてしまった。



**事例4** 不要になったタンスを処分するためにフリマサイトに出品した。購入者に商品を送付し代金を受け取った後に「傷んだ箇所が多く、返品したい。」と連絡があった。サイト運営事業者に相談したが、自分たちで解決するように言われた。

### 消費者トラブル防止のために

- フリマサービスを利用した取引は個人同士の取引であり、原則としてトラブルの解決は当事者間で図ることになる点を予め理解して利用するようにしましょう。  
※消費生活センターは利用規約等を確認することで問題点の整理を行うことはできますが、個人間のトラブルには介入できません。
- フリマサービスを利用するに当たっては、運営事業者が定めている利用規約等をよく確認し、サービスの仕組み・禁止行為・出品禁止の商品等について理解したうえで、慎重に取引するようにしましょう。
- 食品を取引する場合、要冷蔵食品を常温で送ると、細菌が増殖し重大な食中毒の原因となる可能性があります。また、送る側は法的責任を問われる可能性もありますので、要冷蔵食品を常温では送らないこと、買う側は常温発送と表示されている要冷蔵食品は買わないなど、出品されている商品の情報をよく確認することを心掛けましょう。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

